

施策：	17	子育て支援の推進	財務コード	01030201-09-00
基本事業：	01	子育て家庭への生活支援	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	子育てに関する経済的不安がある保護者の割合 経済的支援制度の数		担当課	子育て支援課
			担当係	子育て支援担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	～					新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）							
20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父			母子家庭等自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金及び自立支援教育訓練給付金）を実施し、母子家庭等の自立支援を行う。							
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）			母子家庭等の自立に向けた母子家庭等自立支援給付金事業等を実施し、就労支援を行っていく。これにより、母子家庭の母又は父子家庭の父が安定した収入の得られる職業につくことができる。							

4. 成果（簡易評価は未記入）									
成果指標名称	単位	29年度 実績	30年度 実績	01年度 当初	02年度 要求	03年度 計画	04年度 計画	目標	
給付人数	人	8	12	8	12			8	
給付人数における就労者数	人	3	2	4	2			4	
5. コスト									
事業費	計	千円	9,281	10,721	17,294	13,702			
	国	千円	6,111	7,844	12,310	10,276			
	県	千円			0	0			
	地方債	千円			0	0			
	その他	千円			0	0			
一般	千円	3,170	2,877	4,984	3,426				
正職員人工数	人工	0.2	0.2	0.2					
正職員人件費	千円	1,599	1,618	1,613					
トータルコスト(事業費+正職員人件費)	千円	10,880	12,339	18,907	13,702				

6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）									
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）	平成30年度は、高等職業訓練促進給付金は12件、自立支援教育訓練給付金は2件の利用があった。平成28年度まで、自立支援教育訓練給付金の支給対象外であった、「雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有する者」が平成29年度より支給対象となった（ただし、雇用保険法による支給額との差額分のみ）。平成30年度より、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了するものが、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合には、通算36月を越えない範囲で支給可能とした。昨年に引き続き、制度の周知を図る。								

7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）									
対象動向	増加	類似事業	なし	平成14年度に改正された「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の趣旨を考える限り、対象や意図の見直しは出来ない。また、本事業は国庫補助事業であり、国の示したガイドライン「母子家庭等自立支援給付金事業の実施について（平成26年9月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知[雇児発0930第3号]）」から逸脱した運用を行う場合、国庫補助対象外となり、費用対効果も悪化する。					
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし						
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし						
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	なし						
成果向上余地	中程度								

8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）					改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
--------------------------	--	--	--	--	-------	----	-----	----	------

改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）									
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）									
ひとり親家庭等の親の就業をより効果的に促進することを目的に、平成16年4月1日より自立支援給付金事業を実施している。経済的に厳しいひとり親家庭は増加傾向にあり、自立支援が必要である。									
備考・特記事項 or 進行管理欄									